

～介護費用補償保険・介護一時金特約MA型・MI型～

ご契約に際しての重要事項説明書

この保険のご契約に際しての重要時効は、「注意喚起情報」・「個人情報」・「センシティブ情報の取り扱いについて」・「契約概要」から成り立っております。必ずお読み頂き、内容をご確認・ご了解の上、お申し込みください。このほか、ご契約に関する内容につきましては、「ご契約のしおり」または「約款」の内容を併せてご確認ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の申し込みに際してご契約に係わる制度およびお取り扱いについて、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読み頂き、内容をご確認・ご了解の上、お申し込み頂きますようお願いいたします。保険期間や保険料の支払方法等詳細については、必ず「ご契約のしおり」または「約款」の内容をご確認ください。

当社が取り扱う保険商品「院内介助費用補償保険・ミニ」、「調理費用補償保険・ミニ」「介護保険上乗せ費用補償保険・ミニ」の総称として、「介護費用補償保険」とします。

1. 少額短期保険業者について

当社は、保険業法等の法令に基づく少額短期保険業者であり、以下に記載する事業を行っております。

- (1) 少額短期保険業とは保険業法上の保険業のうち、一定事業規模の範囲内において少額かつ短期の保険の引受のみを行う事業をいいます。平成18年4月に、保険会社を規制する法律である保険業法が改正され、新たに少額短期保険制度が設けられました。少額短期保険事業者は、内閣総理大臣への登録制となっており、その業務内容については、保険契約者等の保護の観点から、事業開始に当たって一定の保証金の供託や資産運用、保険募集、情報開示などにおいて保険業法に基づく各種の規定が適用されております。
- (2) 当社は、少額短期保険事業者として、介護費用補償保険における給付金額の上限を80万円としております。また、保険期間については1年間となっております。
- (3) 法令上、同一の被保険者について、当社が引き受けられる介護費用補償保険の給付金額の合計額は、80万円までとなっております。
- (4) 法令上、同一の契約者について、当社が引き受けられる保険の総保険金額が8,000万円以下であることとなっております。

2. 保険契約者保護機構への未加入について

保険契約者保護機構（以下「機構」といいます。）は、破綻保険会社が現れた場合に、保険会社各社等の拠出により、破綻保険会社に参加している契約者を救済することを目的として設立されています。生命保険会社、損害保険会社それぞれに保険契約者保護機構が設立されています。当社は少額短期保険業者であり、契約者保護機構の制度の対象外となっているため、この機構には加入していません。そのため、万一当社が破綻した場合でも、機構からの援助を受けることができません。よって、当社が破綻した場合等には、給付金等の支払いが制限されることがあります。また、当社が引受ける保険契約は保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約には該当しません。

3. お申し込み取消について「クーリング・オフ」

当社の保険は、保険期間が1年以内であるため、クーリング・オフの対象とはなりません。

4. お申し込み時にご報告頂く事項について「告知義務」

- (1) 告知は、ご契約をお引受するかどうかを決定するため重要なものであり、契約者や被保険者には、健康状態などについて正しく告知をしていただく義務（以下「告知義務」といいます。）があります。
- (2) 告知は、書面「契約申込書・意向確認書・告知書」に被保険者ご本人が、ご記入頂くことにより、行われます。告知受領権は当社が有していますので、募集担当者等への口頭でのお申出は告知とはなりませんのでご注意ください。また、募集担当者等が、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。
- (3) 正しい告知がなされなかった場合、お客様にとって以下の不利益が生じますので、ご注意ください。
 - 故意または重大な過失による告知義務違反が明らかになった場合、当社は契約を解除することができます。
 - 上記2号の理由により契約が解除された場合、それまで払い込まれていた保険料は返戻されません。
- (4) ご契約のお申し込みの際、ご契約の成立後、または給付金などのご請求時に、当社の者、または当社の委託を受けた者が、お申し込み内容や告知内容について確認させて頂くことがあります。
- (5) 傷病歴などご記入頂いた場合でも、保険をお引受する場合はございますので、正確にご記入ください。また、告知事項に該当するか判断に迷う、あるいは告知に関する募集人の説明や行為に疑問がある場合には、当社担当部署までお気軽にご連絡ください。

5. 契約期間中にご連絡頂きたいこと「通知義務」

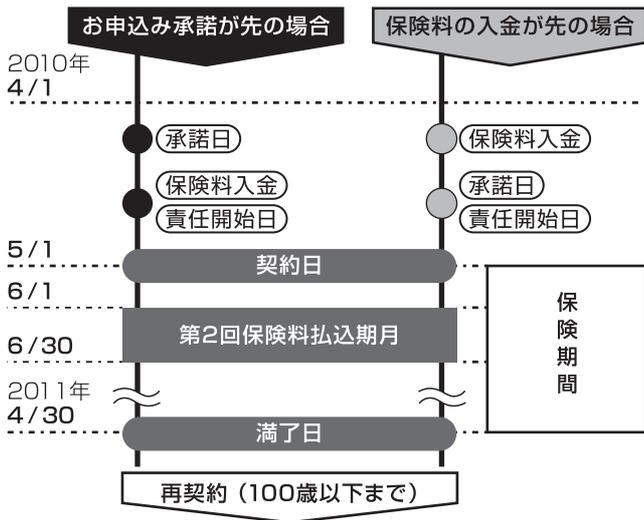
- (1) 被保険者が保険期間中または、給付金支払期間中に亡くなられた場合は、速やかに当社までご連絡ください。
- (2) ご契約期間中に契約者及び被保険者が保険証券記載の住所または通知先に関する事項、その他申込時に登録頂いた事項を変更したときは、速やかに当社までご連絡ください。
上記の通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所または通知先に送付された通知は、通常到着するために要する期間を経過した時点で契約者に到着したものとみなします。
- (3) 介護費用給付金支払期間中に介護費用給付金振込口座を変更される場合は、速やかに当社までご連絡ください。
上記の通知をしなかった時で、介護費用給付金振込時に振込口座の変更手続が必要になった場合、一定の手数料をお客様から頂くこととなりますのでご注意ください。手数料を振り込む際に振込手数料がかかる場合は、お客様負担となります。

6. 補償を開始する時期について

- (1) 当社の保険の責任開始日と契約日は、契約者となる方からのお申し込みに対して当社が承諾し、第1回保険料または年払保険料が入金されたことを確認した時に有効に成立いたします。当社がお申し込みを承諾し、保険料が入金されたことの両方が揃った日を責任開始日とし、その責任開始日の属する月の翌1日を契約日とします。

【下図】責任開始日と契約日、第2回以降保険料のお払込みスケジュールの例(4月に責任開始日がある場合)

〈第1回保険料入金・申込書類の完備と責任開始日・契約日・保険期間の関係〉



* 支払方法が振込である場合は、保険料入金日は実際に当社が入金を確認した日となります。
* 支払方法がクレジットカード決済である場合は、保険料入金日はカードの有効性が確認された日となります。

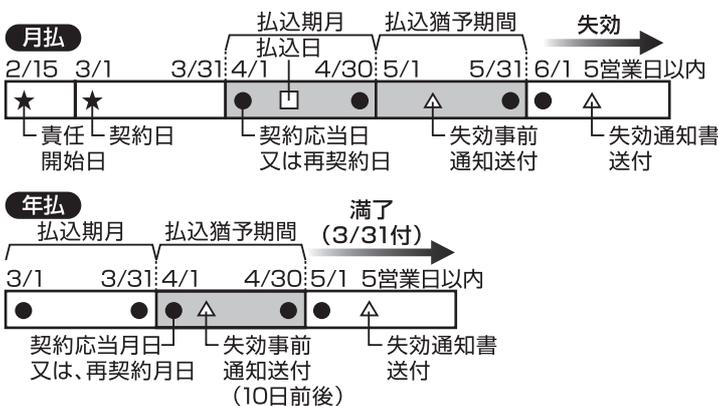
(2) 団体集金特約が適用されている場合には、当社が保険契約を承諾した日の翌月1日が責任開始日・契約日となります。

7. 保険料について

- 保険料は契約日時点での被保険者の満年齢で計算します。同封書類の保険料一覧表で該当の保険料をご確認ください。
- 誤った保険料が振り込まれ、保険料に不足が生じた場合、不足金額を振込んで頂くまで補償は開始されません。また振込手数料が発生する場合はお客様負担となりますのでご注意ください。
- 第1回保険料もしくは年払における初回保険料は、当社指定の振込用紙による振込、クレジットカード払のいずれかとなります。
- 2回目以降の保険料については、口座振替、クレジットカード払のいずれかとなります。

8. 保険料のお払込がなかった場合 「保険料の払込猶予期間・失効」

- 保険料は振込期月(保険料をお払込み頂く月)内にお払ください。
- ご都合がつかず、保険料のお払込みがなかった場合のために、保険料払込猶予期間を設けています。払込猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までです。払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがなかった場合、ご契約は失効します。
- 年払契約及び月払契約の再契約保険料についても同様の扱いとします。払込猶予期間中に保険料の払込みがなかった場合、再契約前の保険契約は満了となります。



9. 免責

- 初回の保険契約に限り、責任開始日からその日を含めて60日の免責期間があります。免責期間中に未払事由が発生した場合、介護費用給付金・介護一時金は支払われません。
- 次の免責事項に該当した場合、給付金は支払われません。①保険契約

者、被保険者または指定代理請求人の故意または重大な過失による事由発生、②地震・噴火、または津波による事由発生、③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動による事由発生。

10. 再契約・更新の手続について

- 当社の保険は、保険期間を1年間とし、それ以降再契約の手続を行うことにより補償の継続が可能です。
- 再契約保険料は、再契約の手続の際に被保険者から新たに告知を受ける要介護度及び再契約日時点での満年齢によって計算されます。但し、再契約に関しては免責期間の設定はありません。
- 当社は、保険契約者に対し、保険期間満了日の2ヶ月前までに再契約案内書(「再契約案内書」「再契約内容書」「再契約意向確認書(告知書を含む)」)の書類を送付し、保険契約者による「再契約意向確認書」への署名・捺印、被保険者の新たな告知及びその確認書類の返送をもって、その意向を確認し、月払第1回保険料または年払保険料の入金をもって再契約の手続が完了します。
- 当社は、介護一時金特約に加入されている契約者との2日目以降の契約について、主契約を含め更新とし以下の通りに変更します。
 - 当社は、保険契約期間満了日の2ヶ月前までに、保険契約者に「更新案内書(「更新通知書」「更新内容書(条件等)」「更新しないことの意向確認書)」を送付し、更新の意向を確認します。更新時点での年齢・要介護状態に基づき必要に応じて保険料を再計算し、その結果を「更新内容書(条件等)」に記載します。保険契約者より更新の前日までに、補償を継続しない旨の連絡がないこと、月払第1回保険料または年払保険料の入金をもって、更新の手続が完了します。
- 当社は、次の場合に該当する場合、再契約・更新をおこないません。
 - ①再契約・更新日において満101歳以上になったとき。
 - ②介護費用給付金の支払実績のある保険商品の再契約・更新。
 - ③本保険が不採算となり、収支の改善が見込めなくなったことにより、当社が本保険の販売を取り止めたとき。

11. 介護費用給付金支払総額が各給付金額の上限に達した保険契約の措置

被保険者への各給付金の支払回数及び金額が、それぞれの上限回数(月数)及び金額に達した場合、当該保険の介護費用給付金支払い期間は満了したものとします。

12. 保険期間中及び介護費用給付金支払期間中に被保険者が死亡した場合の措置

- 保険期間中に被保険者が死亡した場合、死亡日の属する月の翌月以降保険契約は終了します。
- 介護費用給付金支払期間中に被保険者が死亡した場合、死亡日の属する月の給付金の支払いをもって、介護費用給付金の支払いは終了します。

13. 介護費用給付金・介護一時金をお支払できない場合

次のような場合には、介護費用給付金・介護一時金をお支払いすることができません。

- (1) 詐欺による取消、または不法取得目的により契約が無効となった場合
- (2) 告知義務違反により、契約が解除された場合
- (3) 重大事由により契約が解除された場合

14. 指定代理請求制度

- 各介護費用給付金・介護一時金の請求について、受取人となる被保険者が何らかの事情により請求意思の表示を行うことができないとき、予め被保険者の同意を得て契約者が指定した指定代理請求人が、その手続を代理で行うことができます。指定代理請求人の指定範囲は以下の通りです。
 - 被保険者の戸籍上の配偶者
 - 被保険者の直系血族
 - その他、被保険者を同居し、また被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族
 - 後見人など、特別な事情と当社が認めた場合
- 指定代理請求人に対して、支払事由及び代理請求ができる旨をお伝えください。
- 指定代理請求人が故意に介護費用給付金支払事由・介護一時金支払

事由が発生させた場合、給付金は支払われません。

15. ご意見・苦情等のお申出について

当社の商品・サービス等に関するご意見・苦情等のお申出に際しましては、当社下記のコールセンターまでご連絡ください。

〈当社〉

- 電話：(フリーダイヤル)0120-786-765
- 受付時間：平日 9:30～17:00
(土日祝日、年末年始などを除く)

また、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用頂くこともできます。

〈当社加入協会〉

- 一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
- 電話：(フリーダイヤル)0120-82-1144
FAX：03-3297-0755
 - 受付時間：平日 9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日および年末年始休業期間を除く)
 - 苦情を受け付けてから 1 か月を経過した後も未解決の案件については、弁護士・学識経験者・消費者相談員等によって構成される「裁定委員会」が「少額短期ほけん相談室」内に設置され、和解の仲介・裁定(和解案の作成)を行います。

16. 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

17. 保険料の増額または給付金などの削減支払い

一時に多くの支払事由が発生し、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼし本保険制度の財政に大きな影響を与えるときは、当社の定めるところにより、保険料の増額または介護費用給付金・介護一時金を削減して支払うことがあります。

18. 制度内容の変更

介護費用給付金・介護一時金の支払事由発生率が予想を著しく超過するなど、収支が悪化し、再契約・更新時の対応では改善が見込めないときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料を増額または介護費用給付金・介護一時金額を減額することがあります。この場合、変更の内容について速やかに契約者にその旨の通知を行います。

個人情報・センシティブ情報の取り扱いについて

1. 利用目的について

当社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的以外に利用することはありません。

- (1) 保険契約の引受、継続、維持管理、給付金の支払のため
- (2) 保険商品・サービスの提供改善、ご案内などのため
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実のため
- (4) その他保険業に関連・付随する業務のため

2. ご同意頂きたいこと

- (1) センシティブ(機微)情報の取得・利用
 - 保険業法施行規則に規定する、少額短期保険業の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の保健医療などに関する機微情報を取得・利用します。
- (2) 再保険会社への情報提供
 - 少額短期保険業において、安定的な業務を行うに当たって、引受リスクの適切な分散のために、当社は再保険会社に引受依頼することがあります。(再保険会社は更に別の再保険会社に引受依頼

することがあります。)

- 再保険会社は、当該保険契約の引受、継続、維持管理、給付金等の支払のため、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療等の個人情報を利用します。また、給付金等のご請求があった場合は、上記の個人情報の他、給付金受取人等の氏名、住所、戸籍書類等業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

(3) 外部委託会社への情報提供

- 保険契約申込書、預金口座振替依頼書、クレジット支払申込書、告知書に記載頂いた個人情報については、当社が業務を委託し、守秘義務を負う業務委託先へ、業務上必要な範囲で提供することがあります。

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認頂きたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読み頂き、内容をご確認・ご了解の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

この「契約概要」では、この保険商品の概要について、具体例などを表示して説明しております。お支払事由の詳細や各種制限などのほか、ご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり」に「約款」の内容を記載しております。実際にお申し込み頂く内容については、パンフレット、ご契約のしおり、申込書等でご確認ください。

1. 特徴

この保険は、被保険者が要介護認定を受けた後に、特定の介助もしくは生活支援サービスが必要な身体状態になった際、そのサービスを受けるために必要な給付金を支払う介護保険です。

【一時金特約について】

この特約(介護一時金特約 MA 型・MI 型)は、主たる契約(以下、「主契約」といいます)締結の際、主契約に付加して締結しますので、この特約単体でのお申し込みはできません。この特約は、被保険者の要介護度の状態に基づき一時金として給付金を支払う介護保険です。

2. ご加入いただける方

日本国内に居住している、契約日時点で満 60 歳以上 100 歳以下の年齢の範囲にあり、要介護認定 2 以下または障害程度区分 3 以下の方

3. 保険期間

1 年間。それ以降 100 歳まで再契約を行うことができます。保険期間中に被保険者が死亡した場合には、本保険契約は終了します。

4. 補償内容

給付金の種類に応じて以下の保険商品があります。

給付金種類	補償内容	1回あたり金額	給付回数最大/上限	給付金上限額
院内介助	外来診察における院内付添介助サービス(公的介護保険における横出しサービス)が必要になった場合の費用補償	15,000円	24回	36.0万円
	≒	6,500円	18回	11.7万円
調理	食事を作ることが困難な状態となり、調理サービス(公的介護保険における横出しサービス)が必要になった場合の費用補償	4,000円	108回	43.2万円
	≒	2,500円	104回	26.0万円
上乘せ	公的介護保険の区分支給限度基準額を超えるサービスが必要になった場合にその上乘せサービス部分(公的介護保険における上乘せサービス)についての費用補償	50,000円(上限)	12ヶ月	60.0万円
	≒	30,000円(上限)	12ヶ月	36.0万円
介護一時金	公的介護保険制度において、要介護3以上になった場合に一時金として支払います。要介護認定無しまたは自立から要介護認定を受けて要介護2以下になった場合には、規定の介護一時金の1/2を支払います。	MA型		20.0万円
		MI型		6.0万円

5. 介護費用給付金・介護一時金支払事由について

【介護費用給付金】

(1) 当社は、被保険者が次の各号のいずれにも該当した場合、給付金支払期間を最大1年間とし、保険証券記載の給付金をそれぞれの上限回数(月数)および金額を限度として被保険者に対して支払います。

- 公的介護保険制度の要介護認定で要介護3以上
- ケアマネジャーにより、作成された居宅サービス計画書(通称：ケアプラン)に基づいて介護費用給付金に規定されるサービスを利用した場合。

(2) ケアマネジャーが、被保険者の身体状態確認において、介護費用給付金の対象となるサービスが必要と認定することを「給付事由」といいます。ケアマネジャーが介護費用給付金の対象となるサービスの利用が必要な旨を記載したケアプランを作成した日(給付事由発生日)の属する月の翌月1日から1年間を給付金支払期間(保険期間終了後も補償されます。)とします。最終月の末日をもって、介護費用給付金の支払は終了します。それぞれの介護費用給付金に規定されている支払限度に達していない場合でも、介護費用給付金の支払いは終了します。

【介護一時金】

(3) 当社は、介護一時金特約が付加されている被保険者が、公的介護保険制度の要介護認定で要介護3以上になった場合に、保険証券記載の介護一時金を支払います。また、被保険者が要介護認定を受けていない、または、自立の状態から要介護認定を受け、要支援・要介護1または2に認定された場合には、保険証券記載の介護一時金の1/2の金額を支払います。この場合、同一保険契約期間内に被保険者が要介護3以上に認定された場合には、残りの1/2の金額を支払います。当社は、公的介護保険制度の要介護認定において、認定結果通知書または新しく要介護度が印字された介護保険被保険者証を基に、介護一時金を支払います。これらの書類に記載された認定日を「介護一時金事由発生日」とします。

6. 給付金支払いのスケジュールについて

【介護費用給付金】

(1) 当社の介護費用給付金は、支払事由発生の事実が確認され、当社が支払う旨決定した後に、月毎に発生するサービス利用実績を証明する事業者からの請求書・領収書等の書類(写し)を被保険者または指定代理請求人からお送りいただき、それを基に、介護費用給付金を月毎に被保険者または指定代理請求人の指定する金融機関口座に振り込みます。介護費用給付金の支払いは、各保険商品の上限回数(月数)または金額に達するまで給付事由発生日の属する月の翌月1日から最大1年間行います。介護費用給付金の支払いは保険期間が終了しても補償されます。

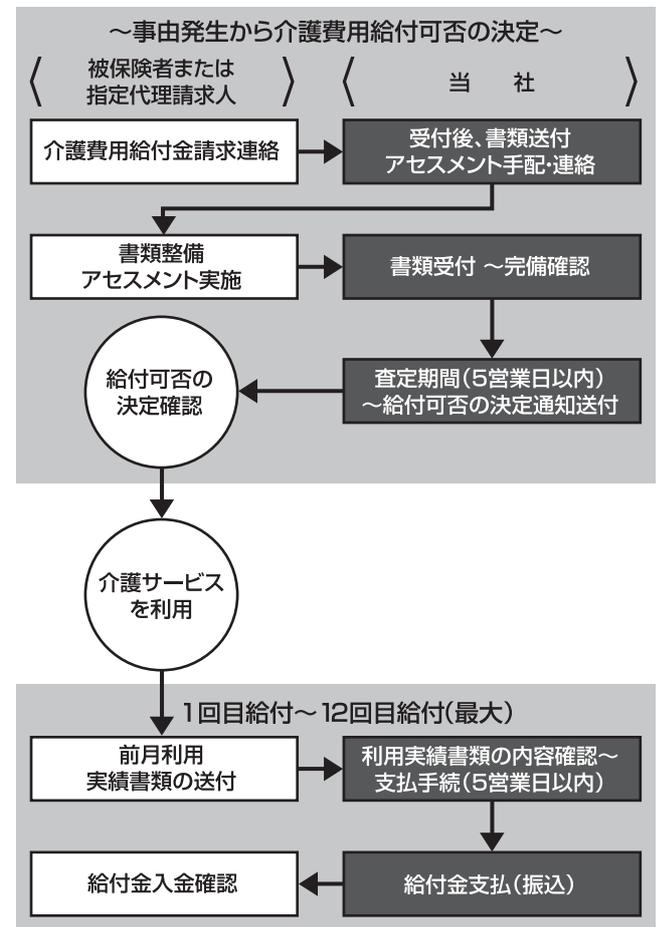
(2) 当社の決定以前に受けたサービスの費用につきまして、当社の決定が支払不可であった場合はお客様の自己負担となりますのでご注意ください。

(3) 介護費用給付金支払の決定から実際の支払までのスケジュールは以下の通りとなります。被保険者等が別途契約されるケアマネジャー様にもご協力頂く必要がありますので、同封書類の「ケアマネジャー様宛保険概要説明書」をお渡し頂きますようお願いいたします。

【介護一時金】

(4) 当社は、介護一時金請求書類が当社に到着し、不備がないことを確認した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に支払可否の決定および支払をあらかじめ申告を受けている被保険者指定の金融機関口座に振り込みを行います。

〈介護費用給付金支払の流れ(概要)〉



7. 配当金・満期保険金について

本保険商品に、配当金・満期保険金はありません。

8. 解約返戻金について

- (1) 月払契約の場合、解約返戻金はありません。
- (2) 年払契約の場合、未経過月数に対応する当社所定の解約返戻金を契約者に返戻します。

〈メモ〉

募集代理店

引受少額短期保険会社 登録番号 関東財務局長(少額短期保険) 第59号

セント・プラス少額短期保険株式会社

〒104-0031 東京都中央区京橋2-8-5 京橋富士ビル6階

<http://www.saint-plus-ins.co.jp>

ナ ヤ ム ナ ロ ゴ
0120-786-765
(平日 9:30~17:00 土日祝日、年末年始などを除く)